

議第六十号

指定管理者の指定について

岐阜県立はなの木苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

